

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 （令和3年4月1日現在）

A 非住宅建築物（工場等を除く。）

(1) 簡易な評価方法

延べ面積 (㎡)	当初判定 (円)	変更判定 (円)	軽微な変更証明 (円)
～ 300 以内	98,000	50,000	25,000
300 超 ～ 1,000 以内	124,000	64,000	32,000
1,000 超 ～ 2,000 以内	164,000	85,000	42,000
2,000 超 ～ 5,000 以内	266,000	142,000	71,000
5,000 超 ～ 10,000 以内	348,000	188,000	94,000
10,000 超 ～ 25,000 以内	418,000	227,000	113,000
25,000 超 ～	490,000	268,000	134,000

(2) その他の評価方法

延べ面積 (㎡)	当初判定 (円)	変更判定 (円)	軽微な変更証明 (円)
～ 300 以内	256,000	129,000	64,000
300 超 ～ 1,000 以内	321,000	162,000	81,000
1,000 超 ～ 2,000 以内	415,000	210,000	105,000
2,000 超 ～ 5,000 以内	592,000	305,000	152,000
5,000 超 ～ 10,000 以内	730,000	379,000	189,000
10,000 超 ～ 25,000 以内	862,000	449,000	224,000
25,000 超 ～	984,000	514,000	257,000

B 非住宅建築物（工場等に限る。）

延べ面積 (㎡)	当初判定 (円)	変更判定 (円)	軽微な変更証明 (円)
～ 300 以内	21,000	11,000	5,000
300 超 ～ 1,000 以内	29,000	16,000	8,000
1,000 超 ～ 2,000 以内	42,000	24,000	12,000
2,000 超 ～ 5,000 以内	107,000	62,000	31,000
5,000 超 ～ 10,000 以内	161,000	95,000	47,000
10,000 超 ～ 25,000 以内	200,000	118,000	59,000
25,000 超 ～	249,000	147,000	73,000

※ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項の規定による向上計画認定に関わる他の建築物において、向上計画認定と同様の方法により評価されたものである場合の手数料の額は、以下のとおりとする。

また、軽微な変更証明の手数料は、申請建築物が該当するA及びBの軽微な変更証明と同額とする。

延べ面積 (㎡)	当初判定 (円)	変更判定 (円)	軽微な変更証明 (円)
～ 300 以内	10,000	6,000	該当するA及びB と同額
300 超 ～ 1,000 以内	18,000	11,000	
1,000 超 ～ 2,000 以内	28,000	17,000	
2,000 超 ～ 5,000 以内	86,000	52,000	
5,000 超 ～ 10,000 以内	137,000	82,000	
10,000 超 ～ 25,000 以内	173,000	104,000	
25,000 超 ～	217,000	130,000	

- ※ 簡易な評価方法（モデル建物法）：建物用途ごとに設定されたモデル建物に外皮及び設備の仕様を適用することによって、基準の適否の評価を行う方法。入力項目が簡素化され、申請も審査も省力化されるが、評価結果は不利側になる。
- ※ 「工場等」とは：工場等とは、工場、自動車車庫、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他処理施設その他これらに類するものをいい、左記に掲げた以外の用途の建築物又は建築物の部分に付属するものを除きます。
- ※ 軽微な変更証明：当初の適合性判定後、仕様等の変更があった場合で、エネルギー消費性能が向上する等の場合においては、適合性判定を再度受けることを要しないものの、軽微な変更該当する旨の証明を建築確認（変更）に添付する必要がある。この軽微変更該当証明に係る手数料である。
- ※ モデル建物法で評価された工場等用途で、事務所など工場等以外の用途を含む場合、**工場等以外の用途の床面積の合計が全体の 1/5 未満**であり、かつ、**床面積の合計が 300 m²未満**であれば全体を「工場等」の用途として手数料を算定する。
- ※ 工場等と工場等以外の用途を有する建築物は、工場等の用途の部分の床面積の合計が **300 m²未満**の場合、全体を「工場等以外」の用途として手数料を算定する。
- ※ 上記以外の「工場等」と「工場等以外の非住宅建築物」が複合する建築物の手数料については、「工場等」の手数料と「工場等以外の非住宅建築物」の手数料の合算した金額となります。ただし、合算した金額が、建築物全体を「工場等以外の非住宅建築物」の用途と仮定し算出した手数料の金額を超える場合は、建築物全体を「工場等以外の非住宅建築物」の用途で算出した手数料の金額となります。
- ※ 申請に係る建築物の用途が「工場等」を含む場合など手数料が必要なものは、手数料金額の算定に関して事前にご相談ください。
- ※ 申請手数料は受付窓口（受付時間：8時30分～15時（12時～13時を除く））で現金納付となります。